

第79期

定時株主総会
招集ご通知

日 時

2023年1月28日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

【株主の皆様へ】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお議決権は、郵送またはインターネット等によりご行使いただけますので、本「招集ご通知」2頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、ご行してくださいようお願い申し上げます。
- ・会場の座席間隔を空けており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。
- ・ご入場の際の検温、消毒及びマスク着用にご協力をお願いいたします。
- ・本年度については、会場でのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・本総会の様子をご自宅等でご覧いただけるよう、株主総会後（2023年2月4日予定）にインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。配信に際しては、株主様の音声・画像等のプライバシーに配慮いたします。詳細は、当社ウェブサイト上のお知らせをご参照いただきますようお願い申し上げます。

目次

■第79期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

(添付書類)

■事業報告	4
-------	---

■連結計算書類	27
---------	----

■計算書類	30
-------	----

■監査報告書	33
--------	----

■株主総会参考書類	40
-----------	----

株主各位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 太 郎

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお、議決権は、書面（郵送）またはインターネット等により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2023年1月27日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月28日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第79期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第79期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年1月28日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年1月27日（金曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年1月27日（金曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

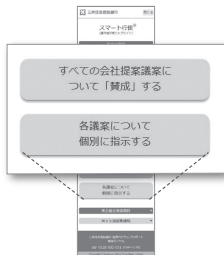
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

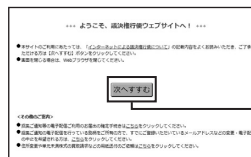
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

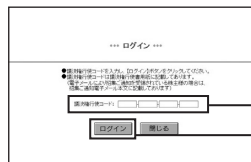
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

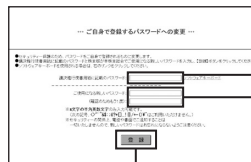
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告 (2021年11月1日から 2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の通商問題を巡る緊張、エネルギー資源の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響及び世界的な半導体供給不足の長期化懸念等、先行きが不透明な状況で推移いたしました。また、ロシアによるウクライナ侵攻により、先行きの成長下振れとインフレへの懸念が強まっております。

各地域別での世界経済は、同感染症による深刻な影響が緩和されるなかで持ち直しの動きがみられるものの、新たな変異ウイルスによる感染状況の動向や、世界的な資源価格の上昇による景気下振れリスク等、依然として予断を許さない状況となっております。

米国では同感染症による経済への影響は限定的となっているものの、自動車産業においては半導体不足、資源や材料価格の上昇等によりインフレの急拡大と景気への影響が懸念されます。

中国では同感染症の感染再拡大による主要都市でのロックダウンや半導体の供給不足、電力需給の逼迫等の影響により、自動車メーカーの減産が断続的に発生しており、景気の減速が懸念されます。

アジアでは同感染症の変異株の拡大による影響や、半導体を中心とした部品供給の停滞によるサプライチェーンへの影響等により、自動車メーカーの減産拡大が懸念されます。

欧州では同感染症対策が進んだことで経済活動は回復傾向となっているものの、自動車業界においては半導体の供給不足に加え、ウクライナ紛争による部材の供給不安やサプライチェーンの混乱もあり、今後の生産活動への影響が懸念されます。

日本経済におきましては、同感染症による影響が長引く一方で、世界的な半導体の供給不足の長期化や、エネルギー資源価格の上昇の影響等もあり、先行きが不透明な状況が続くものと予測されます。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比6.1%減の763万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比5.3%増の990万台、中国の自動車生産台数は前年同期比3.7%増の2,745万台となりました。

このような状況のなか、当社グループでは、従業員および関係者の健康と安全を最優先事項とし、時差出勤やリモートワーク等の実施による同感染症防止策を徹底しつつ、生産性の向上や経費削減といった合理化による収益の確保に全社を挙げて努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、主に半導体供給不足による各国自動車メーカーの減産及び欧州で予定していた新規受注案件の量産立ち上げが遅れたことによる影響はあったものの、北米、アジア及び欧州を中心に顧客への販売が前年比で伸長し、また円安による邦貨換算額の増加影響もあり、売上高は2,556億1千6百万円（前年同期比378億6千2百万円増、17.4%増）となりました。

営業損益については、資源・素材の高騰に伴い材料コストが上昇したこと、半導体供給不足による調達コストの急増、世界的なコンテナ不足等による輸送コストの高止まり、主に米国を中心とした雇用逼迫、顧客の休業・減産対応に伴う生産効率低下の影響等により、48億5千6百万円の営業損失（前年同期は6億8千5百万円の営業利益）となりました。

経常損益は、主に受取配当金6億7千9百万円、為替差益5億4千2百万円、受取利息5億9百万円並びに助成金収入3億3千9百万円等を収益に計上した一方で、支払利息2億8百万円及び持分法による投資損失5千1百万円等を費用に計上したことにより、24億7千4百万円の経常損失（前年同期は30億3千2百万円の経常利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、主に特別利益において投資有価証券売却益6億9千万円、貸倒引当金戻入額1億6千2百万円を計上し、特別損失で減損損失27億1千7百万円、退職特別加算金8億8千6百万円及び関係会社株式評価損2億3千3百万円を計上したことから、71億2千万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前年同期は48億9千6百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル、四輪用ウインドレギュレータ及びドアモジュールとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 78 期	第 79 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	66,652百万円	72,446百万円	108.7%
ウインドレギュレータ	57,149百万円	69,516百万円	121.6%
ドアモジュール	74,922百万円	91,680百万円	122.4%
パワーリフトゲート	7,628百万円	9,266百万円	121.5%
その他	11,401百万円	12,706百万円	111.5%
計	217,754百万円	255,616百万円	117.4%

(注) 従来は「その他」に含めておりましたパワーリフトゲートについて、量的な重要性が増したため報告区分として記載する方法に変更しております。

② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資は、当社の新生産管理システムの構築及び生産設備増強、米国・韓国・中国子会社の生産設備増強を中心に、総額110億8千7百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 76 期 2019年10月期	第 77 期 2020年10月期	第 78 期 2021年10月期	第 79 期 (当連結会計年度) 2022年10月期
売 上 高	240,002百万円	195,784百万円	217,754百万円	255,616百万円
経常利益又は経常損失 (△)	8,295百万円	188百万円	3,032百万円	△2,474百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会 社株主に帰属する当 期純損失 (△)	3,495百万円	△3,513百万円	4,896百万円	△7,120百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	91円94銭	△92円42銭	129円08銭	△189円85銭
総 資 産	243,002百万円	240,510百万円	248,033百万円	270,314百万円
純 資 産	177,835百万円	172,771百万円	180,546百万円	188,778百万円
1株当たり純資産額	4,303円31銭	4,149円34銭	4,415円32銭	4,593円39銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 76 期 2019年10月期	第 77 期 2020年10月期	第 78 期 2021年10月期	第79期(当期) 2022年10月期
売 上 高	56,035百万円	44,981百万円	48,076百万円	49,082百万円
経 常 利 益	3,885百万円	2,742百万円	3,169百万円	3,004百万円
当期純利益又は当期 純損失 (△)	2,812百万円	△471百万円	3,736百万円	△3,065百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	73円97銭	△12円40銭	98円50銭	△81円73銭
総 資 産	119,946百万円	118,475百万円	119,181百万円	110,718百万円
純 資 産	100,357百万円	97,827百万円	97,804百万円	89,578百万円
1株当たり純資産額	2,636円62銭	2,569円98銭	2,607円61銭	2,386円94銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国TSK株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	100.0%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケレタロ州ケ レタロ市	42百万米ドル	100.0% (86.6%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル グラム	3,735百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	100.0%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル、ウイン ドレギュレータ及びド アラッチ他
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポー トタルボット市	4百万ポンド	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	//
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	101百万元	100.0%	//
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	61.1%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	2,387千ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世車門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	コントロールバルブ及び ウインドレギュレータ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン バース郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	トリアモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州ト リヤッティ市	385百万ルーブル	91.2%	コントロールバルブ及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴァインフルト市	25千ユーロ	100.0%	//
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	トリア・ラッチ他
江蘇大同多沃汽车配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールバルブ及び ウインドレギュレータ他
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	//
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウインドレギュレータ及び トリアモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト郡	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	トリアモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールバルブ及びウ インドレギュレータ他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	60,266千リアル	100.0% (100.0%)	コントロールバルブ及びウ インドレギュレータ他
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレ ムスカミドロビツァ市	167百万 セルビアデナール	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省 瀋陽市	1百万元	95.0% (95.0%)	//
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナード ウ州カーンチープラム	69百万 インドルピア	76.7% (76.7%)	トリア・ラッチ他
株式会社ハイレックスメディカル	東京都墨田区	200百万円	100.0%	医療用機器
天津海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国天津市	50百万元	100.0% (100.0%)	コントロールバルブ及びウ インドレギュレータ他

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は44社、持分法適用関連会社は2社であります。
3. 当連結会計年度において、当社の連結子会社である重慶海徳世拉索系統集团有限公司の出資により、中華人民共和国に天津海徳世拉索系統有限公司を新規設立し、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中国・欧州地域を先頭に急加速するEV化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、コロナ禍・半導体不足にともなう中長期展望の見直し、為替変動及び各国通商政策の自動車業界への影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは、創業時の経営理念を一貫して追求し、「安心基盤をリノベーション」の方針の下、次の3つの経営課題に取り組んでまいります。

[I] 競争力の強化

▪ グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・競争力のある製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、お客様の立場に立って、要望に即応してまいります。

▪ 安心品質

当社の品質方針である「4つの安心」（図面を鍛えて安心・4S（整理、整頓、清掃、整備）で安心・設備で安心・作業で安心）を全社で徹底し、仕事の質を高めることで、世界中の各拠点でお客様に安心を与える強固な基盤を築いてまいります。

[II] 経営基盤の強化

▪ 事業基盤の強化

欧州自動車メーカーをはじめ中国・インド市場の各自動車メーカーから新規受注を獲得し、新生産拠点の構築と生産能力の拡充を行い、新市場での拡販を進めてまいりました。これら新拠点の事業の経営安定化を早期に実現させてまいります。またグローバル全体の拠点では、当社ならではの新たな価値を持つ中核製品の拡充・拡販に取り組み、市場でのシェア拡大を図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

- 開発強化

素材と設計の最適化を進めることで、製品の高付加価値化を図ってまいります。電子制御技術の強化と製品のインテリジェント化を推進し、当社グループが蓄積して来たノウハウと融合させることで、お客様の期待を上回る新たな価値を持った製品を提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

[Ⅲ] 人材育成

- グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力を持ち、課題に対して粘り強く対処し続ける人材を育て、世界各国のグループ会社に派遣することによって、グローバル人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国内	1,626	25(減)
海外	10,820	394(減)
合計	12,446	419(減)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
971	5(増)	41.9歳	17.0年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式671,130株を含む)
 (3) 株主数 3,995名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
寺 浦 興 産 株 式 会 社	9,745	25.95
公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会	1,554	4.13
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポ ー ト フ オ リ オ)	1,350	3.59
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,259	3.35
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	1,034	2.75
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	850	2.26
ビーエヌワイエム アズ エージューテイ クライアーツ 10 パーセント	838	2.23
株 式 会 社 ア ル フ ァ	806	2.14
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	739	1.97
ハ イ レ ッ ク ス 企 業 持 株 会	700	1.86

(注) 持株比率は自己株式 (671,130株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,682株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「4. 会社役員に関する事項 (2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第5回新株予約権	2013年12月13日	778個	普通株式 778株	2,295円	1円	2014年 1月15日～ 2054年 1月14日	778個	778株	1人
第6回新株予約権	2014年12月12日	630個	普通株式 630株	3,076円	1円	2015年 1月14日～ 2055年 1月13日	630個	630株	1人
第7回新株予約権	2015年12月11日	378個	普通株式 378株	3,102円	1円	2016年 1月13日～ 2056年 1月12日	378個	378株	1人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
 2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺浦太郎	HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
取締役	正木靖子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取締役	加藤徹	
取締役	赤西芳文	弁護士
取締役	吉川博巳	株式会社CureApp社外取締役
常勤監査役	松本耕一	
監査役	小林佐敏	税理士
監査役	太田克実	税理士 株式会社くろがね工作所社外監査役
監査役	上田隆司	税理士

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文及び取締役吉川博巳の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の3氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、取締役吉川博巳、監査役小林佐敏、監査役太田克実及び監査役上田隆司の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役会長の寺浦實氏は、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
6. 代表取締役副社長の中野充宏氏は、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
7. 監査役の吉竹英之氏は、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって辞任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

- a. 当社取締役の報酬は、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系とします。
- b. グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとします。
- c. 株主や社員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるように、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されるものとします。

ロ. 取締役の報酬の水準

取締役報酬の水準については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、経営環境を考慮したうえで、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職に応じた金額を適宜・適切に設定します。

ハ. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬、変動報酬として、短期業績に連動した賞与及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬として信託を用いた業績連動型株式報酬制度から構成するものとします。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、期待される役割に応じた月次での固定報酬のみとし、業績連動報酬等の変動報酬は支給しません。

二. 取締役の基本報酬(金銭報酬)の個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その支給割合及び算定等の手続きについては、関連する社内規定に基づき、役位、職責、前年業績等に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績に連動した賞与については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益及び各取締役担当部門の業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。業績指標と、賞与の算出方法は、適宜、環境の変化に応じて後述ト. の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬である信託を用いた業績連動型株式報酬制度については、非金銭報酬として当社株式を交付します。その額は、社内規定に基づき、賞与と同様に各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、対象となる受益者の役位を基礎とした一定の算定方法により決定され、事業年度ごとに株式交付ポイントとして付与されます。ポイントを付与された取締役に對しては、その退任時に株式交付ポイントの累積値に応じた数の当社株式を交付します。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、株主総会で決議された取締役の報酬額の上限を考慮し、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。業績連動報酬の割合については、業績が悪化した場合を除き、原則としてその割合が10%~50%の範囲となるよう検討したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

注)業績連動報酬は、役員賞与（金銭報酬）と当社株式（非金銭報酬）に区分されます。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び任意の諮問機関に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。同委員会は対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

a. 指名報酬委員会の構成内容

取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち、過半数は独立社外取締役）で構成されます。

b. 指名報酬委員会の機能

取締役及び執行役員報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		金 銭 報 酬		非 金 銭 報 酬	
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 (賞 与)	業 績 連 動 報 酬 (株 式 報 酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	69百万円 (12)	69百万円 (12)	-百万円 (-)	0百万円 (-)	7名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	33 (19)	33 (19)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	103 (31)	103 (31)	- (-)	0 (-)	12 (8)

- (注) 1. 支給額のうち、社外取締役を除く取締役および監査役に対する賞与につきましては、当期の業績が多額の損失となったことを真摯に受け止め、2022年12月9日開催の取締役会において不支給とする旨を決議したため、上記の金額に含まれておりません。また、2023年1月28日開催予定の第79期定時株主総会につきましても役員賞与支給の議案をお諮りしないことといたしました。
2. 上表には、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益であり、その当事業年度における実績は、連結売上高2,556億1千6百万円、連結営業損益は48億5千6百万円の営業損失であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適しているものと判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または数の算定方法は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 上記の株式報酬の額には、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度において取締役に付与した株式交付ポイントに対応する株式報酬費用が含まれており、非金銭報酬として当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

6. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。

また、2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬として取締役に取得させる株式の総数として、一事業年度当たり当社株式9,000株相当を上限（社外取締役は付与対象外）とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

7. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

8. 取締役会は、代表取締役社長 寺浦太郎に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

9. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2009年1月8日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名	159百万円
監査役 1名（うち社外監査役 1名）	3百万円
合計 3名	163百万円

（各金額には、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名159百万円、監査役1名（うち社外監査役1名）3百万円が含まれております。）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取締役	正木靖子	生活協同組合コープこうべ株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役（監査等委員）
取締役	吉川博巳	株式会社CureApp	社外取締役
監査役	太田克実	株式会社くろがね工作所	社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の名活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正木靖子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回のうち3回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 加藤 徹	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社法等法律研究の第一人者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回のうち3回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 赤西芳文	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 吉川博巳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小林佐敏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 太田克実	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 上田隆司	2022年1月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 監査役上田隆司氏は、2022年1月29日開催の第78期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数がある社外役員と異なります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて職務を執行した行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	59百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか23社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。
 - ② 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。
 - ② 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
 - ② 任意の機関として「経営会議」を定期的開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。
 - ③ 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
 - ④ 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。
- ② 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。
- (6) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。
- ② 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
- ③ 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- ④ 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。
- ② 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社グループは、前号(1)の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
- ② 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、代表取締役直轄部門である内部統制監査室が内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2019年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2020年1月25日開催の当社第76期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、独立委員会の勧告に従い対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の

利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、2020年1月25日開催の当社第76期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第76期定時株主総会終結のときから2023年1月28日に開催予定の当社第79期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきという方針で買かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり17円00銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金17円00銭と合わせて34円00銭とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	143,258	流 動 負 債	67,268
現金及び預金	40,533	支払手形及び買掛金	35,710
売掛金	43,375	契約負債	1,068
受取手形	3,508	短期借入金	8,676
電子記録債権	1,237	1年内返済予定の長期借入金	1,345
有価証券	8,949	未払法人税等	1,234
商品及び製品	12,242	賞与引当金	2,045
仕掛品	4,629	役員賞与引当金	12
原材料及び貯蔵品	21,007	製品保証引当金	3,847
その他	8,375	その他	13,327
貸倒引当金	△600	固 定 負 債	14,267
固 定 資 産	127,048	長期借入金	1,738
有形固定資産	68,766	繰延税金負債	9,190
建物及び構築物	21,718	退職給付に係る負債	1,922
機械装置及び運搬具	26,534	その他	1,415
工具器具備品	2,660	負 債 合 計	81,535
土地	9,258	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,754	株 主 資 本	135,738
その他(純額)	2,838	資本金	5,657
無形固定資産	3,604	資本剰余金	8,694
のれん	1,418	利益剰余金	122,605
その他	2,185	自己株式	△1,217
投資その他の資産	54,677	その他の包括利益累計額	36,581
投資有価証券	46,291	その他有価証券評価差額金	22,347
長期貸付金	14	為替換算調整勘定	14,143
退職給付に係る資産	846	退職給付に係る調整累計額	90
繰延税金資産	3,647	新株予約権	33
その他	4,997	非支配株主持分	16,424
貸倒引当金	△1,119	純 資 産 合 計	188,778
繰 延 資 産	7	負 債 ・ 純 資 産 合 計	270,314
資 産 合 計	270,314		

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		255,616
売上	益費		235,651
販売	(19,965
営業	△		24,822
営業)		△4,856
営業	益	息	509
営業	受	金	679
営業	受	益	542
営業	為	料	104
営業	受	入	339
営業	助	益	89
営業	電	他	800
営業	そ		3,065
営業	の		
営業	外	利	208
営業	支	投	51
営業	持	資	34
営業	電	費	388
営業	そ	損	
営業	常	他	682
営業	損	(△2,474
営業	別	△	
営業	定)	
営業	資	益	
営業	倒	却	31
営業	引	益	690
営業	助	額	162
営業	別	入	27
営業	損		912
営業	定	失	
営業	資	却	12
営業	損	損	2,717
営業	定	除	146
営業	固	圧	19
営業	固	縮	233
営業	関	損	109
営業	係	額	886
営業	製	金	
営業	品	繰	
営業	保	入	
営業	証	算	
営業	特	加	
営業	別	算	
営業	純	損	4,125
営業	損	失	△5,687
営業	前	(
営業	当	△	
営業	期)	
営業	純	損	
営業	損	失	
営業	主	に	
営業	株	帰	
営業	主	属	
営業	純	す	
営業	損	る	
営業	失	益	
営業	(す	
営業	△	る	
営業)		
営業			△6,020
営業			1,100
営業			△7,120

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年11月1日 期首残高	5,657	7,847	131,001	△1,287	143,217
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,276		△1,276
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△7,120		△7,120
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		70	64
連結子会社株式の取得による持分の増減		853			853
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	847	△8,396	70	△7,478
2022年10月31日 期末残高	5,657	8,694	122,605	△1,217	135,738

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
2021年11月1日 期首残高	26,246	△3,716	△271	22,259	76	14,992	180,546
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,276
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							△7,120
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							64
連結子会社株式の取得による持分の増減							853
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	△3,899	17,859	361	14,322	△43	1,431	15,710
連結会計年度中の変動額合計	△3,899	17,859	361	14,322	△43	1,431	8,213
2022年10月31日 期末残高	22,347	14,143	90	36,581	33	16,424	188,778

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,658	流動負債	12,204
現金及び預金	5,806	買掛金	5,512
受取手形	274	短期借入金	2,000
電子記録債権	1,173	未払金	931
売掛金	9,687	未払費用	520
有価証券	766	未払法人税等	224
商品及び製品	1,625	契約負債	3
仕掛品	1,736	預り金	33
材料及び貯蔵品	2,183	賞与引当金	823
前払費用	290	製品保証引当金	1,548
未収入金	1,290	債務保証損失引当金	593
短期貸付金	66	その他の	13
1年内回収予定の長期貸付金	69	固定負債	8,934
その他の金	745	長期未払金	11
貸倒引当金	△58	繰延税金負債	8,741
固定資産	85,059	退職給付引当金	3
有形固定資産	8,112	役員株式給付引当金	23
建物	2,686	資産除去債務	152
構築物	115	その他の	2
機械及び装置	2,035	負債合計	21,139
車両運搬具	14	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	244	株主資本	67,205
土地	2,507	資本金	5,657
建設仮勘定	508	資本剰余金	7,162
無形固定資産	1,421	資本準備金	7,105
特許権	1	その他資本剰余金	57
借地権	152	自己株式処分差益	57
ソフトウェア	1,170	利益剰余金	55,604
ソフトウェア仮勘定	80	利益準備金	727
電話加入権	6	その他利益剰余金	54,876
施設利用権	9	配当準備金	5,900
投資その他の資産	75,525	研究開発積立金	13,200
投資有価証券	42,374	固定資産圧縮積立金	27
関係会社株	23,047	別途積立金	37,100
関係会社出資金	6,025	繰越利益剰余金	△1,350
従業員に対する長期貸付金	12	自己株式	△1,217
関係会社長期貸付金	3,095	評価・換算差額等	22,339
破産更生債権等	1,160	その他有価証券評価差額金	22,339
長期前払費用	36	新株予約権	33
前払年金費用	365	純資産合計	89,578
保険積立金	786	負債・純資産合計	110,718
その他の金	301		
貸倒引当金	△1,678		
資産合計	110,718		

損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		49,082
売上原価		45,425
売上総利益		3,657
販売費及び一般管理費		5,062
営業損失(△)		△1,405
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	2,236	
受取技術料	985	
為替差益	1,001	
電力販売収益	89	
その他	88	4,488
営業外費用		
支払利息	1	
電力販売費用	34	
その他	43	79
経常利益		3,004
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	690	690
特別損失		
固定資産除却損	21	
関係会社株式評価損	486	
関係会社出資金評価損	4,094	
製品保証引当金繰入額	109	
貸倒引当金繰入額	916	
債務保証損失引当金繰入額	593	6,221
税引前当期純損失(△)		△2,526
法人税、住民税及び事業税	622	
法人税等調整額	△83	538
当期純損失(△)		△3,065

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2021年11月1日から2022年10月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月8日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	松	本	耕	一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	小	林	佐	敏	Ⓔ
監査役（社外監査役）	太	田	克	実	Ⓔ
監査役（社外監査役）	上	田	隆	司	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金17円00銭とさせていただきたいと存じます。

総額638,275,693円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2023年1月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

財務体質の健全化を図るため、別途積立金の一部を取崩し、同額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,300,000,000円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更をお願いするものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) BCPを踏まえた機動的な株主総会運営を図るため、株主総会の開催場所の記載を削除するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約をできる役員の範囲を変更するものであります。

なお、定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ておりません。
- (4) 上記の条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (株主総会の開催場所) <u>当社は、兵庫県で株主総会を開催する。</u></p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削 除)</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="264 158 650 189">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="169 229 536 260">第20条～第30条（条文省略）</p> <p data-bbox="169 305 582 335">第31条（<u>社外取締役の責任免除</u>） <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="405 567 506 597">（新 設）</p>	<p data-bbox="861 158 1247 189">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="768 229 1161 260">第19条～第29条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1000 305 1106 335">（削 除）</p> <p data-bbox="768 567 1342 1040"> <u>第30条（取締役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> </p>
<p data-bbox="264 1081 650 1111">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="169 1156 536 1186">第32条～第41条（条文省略）</p> <p data-bbox="169 1232 743 1375"> <u>第42条（社外監査役の責任免除）</u> <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法</u> </p>	<p data-bbox="861 1081 1247 1111">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="768 1156 1161 1186">第31条～第40条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1000 1232 1106 1262">（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="170 157 740 223"><u>令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="405 281 508 311">(新 設)</p> <p data-bbox="334 765 579 795">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="170 837 535 867">第<u>43</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="374 913 535 943">第7章 計算</p> <p data-bbox="170 985 535 1016">第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="405 1097 508 1127">(新 設)</p>	<p data-bbox="1010 117 1097 148">変更案</p> <p data-bbox="768 269 1124 299"><u>第41条 (監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="768 305 1342 486"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="768 492 1342 704"><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="931 749 1179 780">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="768 825 1161 855">第<u>42</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="973 901 1134 931">第7章 計算</p> <p data-bbox="768 976 1161 1006">第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="783 1082 867 1112"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="768 1121 1342 1369"><u>1 会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は</u></p>

現行定款	変更案
	<p>なお効力を有する。</p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号		氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席状況	取締役 在任期間 (本総会終結時)
1	再任	寺浦 太郎	代表取締役社長	12/12回	10年
2	再任 社外 独立	正木 靖子	取締役	12/12回	15年
3	再任 社外 独立	加藤 徹	取締役	12/12回	11年
4	再任 社外 独立	赤西 芳文	取締役	12/12回	6年
5	再任 社外 独立	吉川 博巳	取締役	12/12回	2年

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	てらうらたろう 寺浦太郎 (1977年5月12日生) 再任	2002年9月 当社入社 2012年1月 当社執行役員 2013年1月 当社常務取締役 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 2018年1月 当社専務取締役 2018年6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 2020年1月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO	74,582株
<p>【取締役候補者とした理由】 2020年1月に当社代表取締役社長に就任し、世界16カ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			
2	まさきやすこ 正木靖子 (1955年4月8日生) 再任 社外 独立	1982年4月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会))(現任) 2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授 2008年1月 当社取締役(現任) 2008年4月 兵庫県弁護士会会長 2011年4月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長 2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長 2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任) 2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役 2018年4月 日本弁護士連合会副会長 2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 正木靖子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、また複数の弁護士会で要職を歴任される等、豊富な経験と深い見識を有しておられます。 当社においては、社外取締役として、豊富な経験を活かし、法律の専門家としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かとう とおる 加藤 徹 (1942年6月23日生)	1969年4月 大阪大学法学部助手 1993年1月 法学博士(早稲田大学) (現任) 1997年4月 関西学院大学法学部教授 2011年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授 関西学院大学名誉教授(現任) 2012年1月 当社取締役(現任) 2016年4月 名古屋経済大学名誉教授(現任)	-株
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div>	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 加藤徹氏は、大学教授、学会理事などを歴任され、豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられます。 当社においては、社外取締役として、法律研究者としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	
4	あかにし よしふみ 赤西 芳文 (1948年3月5日生)	1972年4月 最高裁判所司法研修生 1974年4月 神戸地方裁判所判事補 1992年4月 大阪法務局訟務部付検事 1993年4月 大阪法務局訟務部長 2007年1月 神戸家庭裁判所長 2008年10月 大阪高等裁判所判事部総括 2013年6月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2013年9月 大阪府公益認定等委員会委員 2014年4月 近畿大学法科大学院教授 2017年1月 当社取締役(現任) 2021年4月 弁護士登録(京都弁護士会) (現任)	-株
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div>	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 赤西芳文氏は、裁判官としてのキャリアが長く、豊富な経験と深い見識を有しております。 当社においては、社外取締役として、法律の専門家としての知識・経験に基づく有益な提言をいただきました。 上記の理由から、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>よし かわ ひる み 吉川博巳 (1953年5月13日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1976年4月 大塚製薬株式会社入社 2001年7月 大塚製薬株式会社取締役 2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役 2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役 2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問 2017年9月 株式会社エムネス取締役 2018年11月 株式会社エムネス取締役COO 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年2月 株式会社CureApp顧問 2021年5月 株式会社CureApp社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CureApp社外取締役</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉川博巳氏は、複数の企業で取締役等の要職を歴任し、他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断及び経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、企業経営者としての豊富な経験を活かした有益な助言・提言を行っております。 上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏は社外取締役候補者であります。4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は15年、加藤徹氏は11年、赤西芳文氏は6年、吉川博巳氏は2年となります。
3. 当社は、正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、4氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、4氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」20頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3号議案が承認された場合の取締役会の構成及び専門性と経験

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下の通りであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

番号	氏名	当社における 地位	社外	企業経営 経営戦略	製造 研究開発	営業 マーケティング	海外事業	法務 コンプライアンス リスク管理	財務会計	人事・労務 人材開発	他社での 経営経験	指名報酬 委員会	ジェンダー
1	寺 浦 太 郎	代表取締役社長		●	●	●	●		●	●		●	男
2	正 木 靖 子	取 締 役	●					●				●	女
3	加 藤 徹	取 締 役	●					●				●	男
4	赤 西 芳 文	取 締 役	●					●					男
5	吉 川 博 巳	取 締 役	●	●	●	●	●		●	●	●		男

※上記一覧表は、各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年1月25日開催の当社第76期定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付等に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を継続導入しております。

旧プランの有効期間は、2023年1月28日開催予定の当社第79期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであることから、当社取締役会は旧プランの継続導入後も、社会・経済情勢の変化、法令改正等を踏まえ、その継続の是非を含め、そのあり方について慎重に検討してまいりました。

その結果、2022年12月9日開催の取締役会において、旧プランを一部変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）した上で、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを継続することを決定いたしました。

なお、本プランは、上記取締役会において、社外取締役4名を含む当社取締役5名の全員一致により承認されており、また社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が本プランに賛成しております。

なお、現時点において、当社の株券等について、第三者からの大規模買付等の具体的提案を受けている事実はありません。

当社取締役会は、本プランについて株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であるとの考え方から、本議案が皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを導入の条件とさせていただいており、本プランの承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりです。

1. 当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、

- ① 1946年の創業以来、コントロールケーブル一筋に心血を注ぎこみ、常に業界のリーディングカンパニーとして長年培ってきた高品質ケーブルの製造技術・ノウハウとこれらケーブルを使ったコントロールシステムの製品開発力およびこれらに関するお客様（特に自動車メーカー）・仕入先様からの高い信用
- ② 当社の創業者の理想「この仕事を通じて社会に貢献する」「この仕事を通じて立派な人を創る」を受け継ぎ、それを実現する方策である社訓「良品・安価・即納」、経営信条「信義誠実・和衷協力・不撓不屈・業務奉仕」のもとに確固とした公正・公平な企業文化を築き上げ、経営陣と従業員の固い信頼関係を基盤に、全社一丸となって社会の要請にこたえていく中で得られてきたお客様、仕入先様、社会との強固な信頼関係
- ③ これらの信用・信頼関係を更に高め、株主の皆様への安定的な還元策の維持向上、製品開発力・コア技術を維持発展させていくために必要不可欠な中長期ビジョン、および中長期的な製品開発計画のために必要な設備投資等、これらを不測の経済変動にも耐え、支えていくことができる健全な財務体

質にあります。

当社は「株主」の皆様を始め「お客様」「仕入先様」「従業員」「社会」というすべてのステークホルダーから「安心・安全な価値ある企業」として信頼され、支持され、更に今後もともに中長期的な価値を創造していくことこそが企業価値の源泉ひいては株主価値の最大化を実現する道と考えております。

(2) 中期経営計画について

当社は、企業価値の最大化を実現するために中期経営計画を策定し、毎年見直しをはかり、計画をローリングさせながら進めております。

当社グループは、中国・欧州地域を先頭に急加速するEV化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、コロナ禍・半導体不足にともなう中長期展望の見直し、為替変動及び各国通商政策の自動車業界への影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは、創業時の経営理念を一貫して追求し、「安心基盤をリノベーション」の方針の下、次の3つの経営課題に取り組んでまいります。

[I] 競争力の強化

■ グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボールドレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界16ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・競争力のある製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、お客様の立場に立って、要望に即応してまいります。

■ 安心品質

当社の品質方針である「4つの安心」（図面を鍛えて安心・4S（整理、整頓、清掃、整備）で安心・設備で安心・作業で安心）を全社で徹底し、仕事の質を高めることで、世界中の各拠点でお客様に安心を与える強固な基盤を築いてまいります。

[II] 経営基盤の強化

■ 事業基盤の強化

欧州自動車メーカーをはじめ中国・インド市場の各自動車メーカーから新規受注を獲得し、新生産拠点の構築と生産能力の拡充を行い、新市場での拡販を進めてまいりました。これら新拠点の事業の経営安定化を早期に実現させてまいります。またグローバル全体の拠点では、当社ならではの新たな価値を持つ中核製品の拡充・拡販に取り組み、市場でのシェア拡大を図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

■ 開発強化

素材と設計の最適化を進めることで、製品の高付加価値化を図ってまいります。電子制御技術の強化と製品のインテリジェント化を推進し、当社グループが蓄積してきたノウハウと融合させることで、お客様の期待を上回る新たな価値を持った製品を提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉

関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

[Ⅲ] 人材育成

■グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力を持ち、課題に対して粘り強く対処し続ける人材を育て、世界各国のグループ会社に派遣することによって、グローバル人材を育成してまいります。

これら中期経営計画の着実な実行を通じて、コントロールシステムを中心とした創造性豊かなシステム製品企業として、グローバルに社会貢献することにより、当社のブランド価値を更に高め、お客様の満足と同時に企業価値の向上を目指してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの仕組みの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、取締役5名の内4名が独立性を有する社外取締役であり、取締役会の過半数が社外取締役であります。また、監査役4名の内3名が独立性を有する社外監査役であります。当社はこれら社外役員全員を東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

当社は、2001年1月より執行役員制度を導入し、取締役の削減をはかり、迅速かつ機動的な業務執行を行うことができる体制および経営の意思決定と業務執行の分離をはかりつつ、業務執行を監視する体制を強化するように努めてまいりました。

また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役任期を1年に設定しております。

なお、当社の会計年度の終期は10月末日であり、例年、定時株主総会は1月下旬に開催しているため、いわゆる株主総会の集中開催による形骸化のおそれはありません。また、より多くの株主の皆様がご出席くださるよう土曜日に開催することを慣例としており、株主総会本来の機能を確保できるように配慮しております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっていく所存であります。

2. 本プラン導入の目的

(1) 当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。

また、会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるもの、株主の皆様売却を事実上強制するもの、当社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や検討期間を与えないもの、株主の皆様十分な検討を行うための時間と情報を提供しないもの、当社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を要するものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しております。

株主の皆様には会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かについて適切な判断をしていたくためには、買付者等および当社取締役会等からの十分な情報提供、ならびに株主の皆様が検討を行うのに十分な期間が必要不可欠です。また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりましても、買付者等が指向する当社の顧客、取引先、地域社会および従業員等の利害関係者に対する方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。このような濫用的な買付行為が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社の上記1.「当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み」の遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模な買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、買付者等の意図する買収後の当社の経営方針が当社の企業価値および当社株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを評価・検討することを可能とするルールが必要であり、また、かかる評価・検討の結果、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を害するものであると判断される場合には大規模な買収提案の内容を改善すべく買付者等と交渉するとともに、必要に応じて対抗措置を講ずる必要があると考えます。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、本プランの継続導入を決定いたしました。

(2) 2022年10月31日現在における当社の株主の状況は、別紙3「当社株主の状況」のとおりであります。

また、当社の提案する本プランは、当社に対する買収行為の一切を排除しようとするものではなく、あくまでも買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様を提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上の観点から、最適な結果を導くものです。また、かかるルールを予め設定し、買収の透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、買付者等の予見可能性を確保し、当社および当社株主の皆様利益となるような大規模買付等に対して萎縮的効果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの定める手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは、本項において定める大規模買付等を適用対象とします。本プランにおいて、「大規模買付等」とは、

(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)、

(注1)「特定株主グループ」とは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ

とします。) 、 ②当社の株券等 (同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。) の買付等 (同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。) を行う者およびその特別関係者 (同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。) 、 ③上記①または②の者の関係者 (これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害関係を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。) 、 ならびに④上記①から③までに該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) (ただし、公開買付けによる場合を除く。) により当社の株券等を譲り受けた者 (以下、上記③または④に該当する者を総称して「関連者」といいます。) を意味します。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等 (金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者およびその共同保有者である場合は、当該保有者の株券等保有割合 (同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとします。) または②特定株主グループが当社の株券等 (同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。) の買付等 (同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。) を行う者およびその特別関係者である場合は、買付等を行おうとする者およびその特別関係者の株券等所有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、(i)当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者、および(ii)当該買付等を行おうとする者、その共同保有者またはその特別関係者との関係で関連者に該当する者は、本プランにおいては当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者とみなします。以下同じとします。

(注3) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

- (ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。) 、
または
- (iii) 上記(i)もしくは(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主が、当社の他の株主 (複数である場合を含みます。以下(iii)において同じとします。) との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係 (注4) を樹立するあらゆる行為 (注5) (ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主が所属する特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

(注4) かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成

や、当該特定株主が所属する特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

(注5) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。）。なお、当社取締役会は、本文の(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものを意味し、大規模買付等を行う者またはその提案者を「買付者等」といいます。買付者等は、予め本プランに定められる以下の手続に従わなければならないものとしします。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者、取締役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）および監査役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名、役職およびその過去10年間の経歴
- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 直接・間接の大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）および究極的な実質支配株主（出資者）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- (ト) 主要出資先の名称、本社所在地および事業内容ならびにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 買付者等以外の特定株主グループの概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者、取締役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）および監査役（またはそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名、役職およびその過去10年間の経歴
- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 直接・間接の大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）および究極的な実質支配株主（出資者）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- (ト) 主要出資先の名称、本社所在地および事業内容ならびにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(iii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

- (iv) 買付者等が提案する大規模買付等の目的（大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注6）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

（注6）金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

- (v) 買付者等が提案する大規模買付等の方法および内容（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類・数、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の蓋然性を含みます。）
- (vi) 本プランに定める手続を遵守する旨の誓約

③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注7）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

（注7）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、必要かつ十分な本必要情報が揃うまで当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただき、原則として当社取締役会から買付者等に対して上記の情報リストが交付されてから60日以内（初日不算入）に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下「情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付等の内容および規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付等の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。買付者等から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、および情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会からの勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合はあると判断する場合は除きます。）決定いたします。

なお、大規模買付等の内容および態様等にもかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 特定株主グループの各構成員（主要な株主または出資者（直接であるかまたは間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者および特別関係者を含み、ファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法

に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。) の場合または買付者等が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存在する場合はその主要な組員、出資者その他の構成員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。) の詳細 (沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融资活動の詳細、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」といいます。) 第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、ならびに役員の氏名、過去10年間の経歴および過去における法令違反行為の有無 (およびそれが存する場合にはその概要) 等を含みます。)

- (ii) 特定株主グループの各構成員の内部統制システム (グループ内部統制システムを含みます。) の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付等の目的 (意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容 (経営参画の意思の有無、取得を予定する当社の株券等の種類・数、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等および関連する取引の実行の蓋然性 (大規模買付等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、ならびに大規模買付等の完了後の当社株券等の保有方針ならびに当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付等の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (iv) 大規模買付等の対価の算定根拠およびその算定経緯 (算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称および当該第三者に関する情報、当該意見の概要ならびに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (v) 大規模買付等の資金の裏付け (資金の提供者 (実質的提供者 (直接であるか間接であるかを問いません。)) を含みます。) の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的内容を含みます。)
- (vi) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡 (当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。) の有無ならびに意思連絡がある場合はその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要
- (vii) 特定株主グループによる、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- (viii) 特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め (以下「担保契約等」といいます。) がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 特定株主グループが大規模買付等後に保有することとなる当社の株券等 (既に保有する当社の株券等を含みます。) に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合に

は、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該合意の具体的内容

- (x) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、大規模買付等の後に派遣を予定している役員候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付等の後における当社および当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付等の後における当社および当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社および当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 買付者等が濫用的買収者（下記(2)②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関連する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他大規模買付等の場合には90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

- ⑤ 取締役会評価期間の満了までの大規模買付等の禁止
買付者等は、上記取締役会評価期間が満了するまでの間、大規模買付等を行わないものとします。

(2) 大規模買付等がなされた場合の対応策

① 買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等により、本プランに定める手続が遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また、独立委員会の勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるもののうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループに属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（以下総称して「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

② 買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付等の提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、大規模買付等に対する対抗措置は発動しません。この場合、買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付等の提案ならびに当社取締役会が提示する当該買付等の提案に対する意見および代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付等が別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合（これらに該当する者を、本書において、総称して「濫用的買収者」といいます。）で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると当社取締役会において判断したときには、当社取締役会は、例外的に、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款で認められる措置をとり、大規模買付等に対抗するものとします。ただし、当社は、この場合において、買付者等が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるもののうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者ではないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、買付者等の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、特定株主グループおよび大規模買付等の具体的内容や、大規模買付等が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会が

らの勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）判断します。

また、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1. から4. ）および強圧的二段階買収（別紙4の5. ）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定める手続が遵守されたか否か、また本プランに定める手続が遵守された場合でも、大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、旧プランと同様に別紙1「独立委員会規則」に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である、社外取締役である正木靖子氏、加藤徹氏および赤西芳文氏ならびに社外監査役である小林佐敏氏および太田克実氏の略歴については別紙2をご参照下さい。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー）、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

(4) 株主意思確認手続

当社取締役会は、大規模買付等に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたくうえで、大規模買付等に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。また、上記(2)②のとおり、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1. から4. ）および強圧的二段階買収（別紙4の5. ）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付等の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

なお、当社取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。また、株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の2週間前の日までに発送します。

当社取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

(5) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては、上記(2)①のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合があります。上記(2)②のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として大規模買付等に対する対抗措置を発動しない、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、上記(2)①記載の場合に対抗措置を発動する場合および上記(2)②記載の例外的対応をとる場合、当社取締役会は、当社取締役会の判断の合理性を担保するために独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、別紙1「独立委員会規則」に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価、検討し、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否か、また株主総会決議を経ることが相当か否かに関する勧告を行います。当社取締役会はその勧告に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(6) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(5)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後、または、対抗措置の発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または、(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または、勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

4. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続いたします。その有効期間は、本定時株主総会終結の時から2026年1月頃に開催予定の第82期定時株主総会終結の時までの3年間となります。ただし、同定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間は更に3年間延長されるものとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランは、平成20年6月30日に公表された経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

更に、本プランは、2015年6月1日に公表（2021年6月11日最終改訂）された東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」における原則1－5および補充原則1－5①を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2. (1)のとおり、当社株式に対する大規模買付等が行われた際に、当該大規模買付等が適切なものであるか否か、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続いたします。本プランの有効期間は、上記4. のとおり、2026年1月頃に開催予定の当社第82期定時株主総会の終結の時までの3年間となります。2026年1月31日までに開催される定時株主総会で株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されることとなっております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

更に、上記3. (4)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認手続を招集し、大規模買付等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくこともできるものとしており、また一定の場合には必ず株主の皆様のご意思を確認させていただくものとしております。

以上のように、本プランは、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社の取締役5名のうち、社外取締役は4名であり、社外取締役が過半数を占めています。

また、当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本プランの導入に際し、独立委員会は、社外取締役および社外監査役から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に従い（ただし、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合を除きます。）決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概

要については適時に株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上記3. (2)から(5)までに記載のとおり、大規模買付等に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得することができること

買付者等が出現すると、当社取締役会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、当社取締役会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4. のとおり、本プランは、当社株主総会または取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としております。

6. 株主および投資家の皆様へ与える影響

(1) 本プランが株主および投資家に与える影響等

本プランは、上記2. (1)にて記載したとおり、大規模買付等がなされた場合に、大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記の3. (2)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、非適格者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動する事を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。また、新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主および投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合には、当社取締役会決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限とした割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(6)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当社が買付者等に対して対抗措置を発動し、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(4) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

① 新株予約権の割当ての手続

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

② 新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項、その他誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会において定める価額を払込み取扱場所に払い込んでいただきます。

③ 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当額の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引き換えに株式を株主の皆様に交付するときは、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

独立委員会規則

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を防止し、当社取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会委員の任期は、本プランの終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告に従って（取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除く。）、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
 - ② 本プランに係る対抗措置の中止および変更
 - ③ 本プランの廃止または変更
 - ④ その他本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問する事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ② 大規模買付等の内容の精査・検討
 - ③ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑤ 当社取締役会によって別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、当社取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、買付者等から意向表明書および当社取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴

正木 靖子 (まさき やすこ)

当社社外取締役

1955年4月8日生

〔略歴〕

1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）

2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授

2008年1月 当社社外取締役（現任）

2008年4月 兵庫県弁護士会会長

2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長

2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長

2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）

2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役

2018年4月 日本弁護士連合会副会長

2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）（現任）

加藤 徹 (かとう とおる)

当社社外取締役

1942年6月23日生

〔略歴〕

1969年4月 大阪大学法学部助手

1991年4月 和歌山大学経済学部教授

1993年1月 法学博士（早稲田大学）（現任）

1997年4月 関西学院大学法学部教授

2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科（法科大学院）科長、同教授

2011年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授

関西学院大学名誉教授（現任）

2012年1月 当社社外取締役（現任）

2016年4月 名古屋経済大学名誉教授（現任）

赤西 芳文（あかにし よしふみ）

当社社外取締役

1948年3月5日生

〔略歴〕

1972年4月 最高裁判所司法研修生

1974年4月 神戸地方裁判所判事補

1992年4月 大阪法務局訟務部付検事

1993年4月 大阪法務局訟務部長

2007年1月 神戸家庭裁判所長

2008年10月 大阪高等裁判所判事部総括

2013年6月 弁護士登録（大阪弁護士会）

2013年9月 大阪府公益認定等委員会委員

2014年4月 近畿大学法科大学院教授

2017年1月 当社社外取締役（現任）

2021年4月 弁護士登録（京都弁護士会）（現任）

小林 佐敏（こばやし さとし）

当社社外監査役

1945年1月11日生

〔略歴〕

1963年4月 大阪国税局採用

2002年7月 尼崎税務署長就任

2003年9月 税理士登録（現任）

2008年1月 当社社外監査役（現任）

2011年2月 モリト株式会社社外監査役

太田 克実（おおた かつみ）

当社社外監査役

1953年7月10日生

〔略歴〕

1977年4月 大阪国税局採用

2013年7月 奈良税務署長就任

2014年8月 税理士登録（現任）

2015年2月 株式会社くろがね工作所社外監査役（現任）

2016年6月 株式会社デサント社外監査役

2020年1月 当社社外監査役（現任）

当社株主の状況 (2022年10月31日現在)

【発行可能株式総数】	8,000万株
【発行済株式総数】	3,821万6,759株 (自己株式671,130株を含む)
【議決権を有する株主数】	3,327名
【大株主の状況】	

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
寺浦興産株式会社	兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28	9,745,100	25.95
公益財団法人寺浦奨学会	兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28	1,554,000	4.13
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロ ー プライスド ストック ファンド (プリ ンシパル オール セクター サポートフ ォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国・マサチューセッツ州・ボストン市 (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	1,350,284	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	1,259,795	3.35
西川ゴム工業株式会社	広島県広島市西区三篠町二丁目2-8	1,034,700	2.75
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1-1	850,253	2.26
ビーエヌワイエム アズ エージーティ ク ライアantz 10パーセント (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国・ニューヨーク州・ニューヨーク市 (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	838,472	2.23
株式会社アルファ	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目6-8	806,700	2.14
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	739,699	1.97
ハイレックス企業持株会	兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28	700,584	1.86

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式 (671,130株) を控除して計算しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいう。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付等の条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含む。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を不当に害することで、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的に判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1株を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する普通株式の数を除く。）を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会が別途定める日とする。
6. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの金額は1円以上で取締役会が別途定める額とする。
7. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の行使条件
非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める場合がある。
適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在するものが新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではない。
詳細については、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、非適格者以外のものが所有する新株予約権を取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を付す場合がある。他方、非適格者が所有する新株予約権については取得しないこととする場合、または一定の行使条件や取得条項が付された別の第2新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等を付す場合がある。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株以内で当該当社取締役会が定める数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- ③ 当社が、非適格者が所有する新株予約権について取得することができる場合においても、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはできないものとする。また、第2新株予約権を交付する場合にも取得の対価として金銭を交付する取得条項等は付さないものとする。

なお、詳細については、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以上

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line containing the characters 'メ' and '毛'.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line containing the characters 'メ' and '毛'.

株主総会会場ご案内略図

会場

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚駅」徒歩4分

JR宝塚線「宝塚駅」徒歩7分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX

株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。